

千葉県流山市事例研修会 質疑応答

- 条例案のたたき台を作るにあたり、逐条解説や想定問答を作ったのか？
→議会などへ対外的に説明するに当たり、条例案の根拠を含めてQ&Aを用意した。
- 条例案の策定にあたり、地方自治法など他の法令を読破しておく必要があるのか？
→既存の条例のいいところを取り上げていけば条例自体は簡単に出来るが、あえてパブリックインボルブメントという手法を通して市民の意見を盛り込むことで、その自治体の特色を活かした条例案が策定されることになる。法規などの情報は、条例案策定活動の中で、各自がインターネットなどで調べたことを持ち寄って共有化していけばいいのではないか。
- タウンミーティングや事業評価で明らかになった市民がかかえる問題点を条例案に取り込んだ例があるか？
→条文に直接の影響を与えた例はないが、市は自治基本条例を羅針盤として計画行政を推進して行く事になっているので、タウンミーティングや事業評価での意見は真摯に受け止めるべきと考えている。
- 組織の中に学生や主婦層を取り込んだ方法は？
→たまたま関心をもって参加してくれた大学生の二人を含め、組織の年齢層は二十歳から70歳代後半まで、7～8割は60歳～70歳代だった。今後も女性や若い年代の方の参加の機会を増やしてもらいたい。
- 住民自治（民主主義の原理）と市民主体の社会という点を明確にしているところに共感したが、市民の条例原案の中で削除された条文はどのように取り扱われたのか。
→市民の条例原案の47条中、委任条項が19条あり、既に条例として存在しているものは削除するという理解のもとに、市民協議会の中で整理した。
- 条例を作ったことでこれだけ市民にメリットがあったという事例はあるか。
→効果が数字で表せないところが自治基本条例の特徴。流山市の22の指定管理者のうち7割方はNPOであることから、自分たちの問題は自分たちで解決するという市民活動の高まりを感じるし、事業を実施する時も、自治基本条例をもとにして事業の策定段階から市民の意見を取り入れるようにしている。
- パブリックインボルブメントの効率化について
→流山市では市民協議会がすべて主体となって企画したもので、これだけの回数にな

ったが、もっと的を絞ったやり方もあると思われる。

- 既に条例があるということで市民の条例原案のなかで削除した条文があったということだが、むしろ市の憲法といわれる自治基本条例を活かし、他の条例を削除するべきではなかったのか。

→自治基本条例の第2条に規定する「他の条例、規則等の制定又は改廃、解釈及び運用に当っては、この条例に適合するように努めなければなりません。」という方針で、既存の条例については整理をしてきた。市民参加条例と住民投票条例については、特別に整理をして議論をしてきた。

- 策定調整会議を通じたことで、市の意見の方が強く通ってしまったのではないか。それよりも、市民協議会の中に職員が入って、市の意見を反映させながら条文を策定していくということが出来なかったのか。

→調整会議は公開のもと、市民の条例原案を尊重して議論をしてきたので、市が誘導したということは一切ない。流山市でも実際に市民の立場で参加した職員が一名いたが、職員の関わり方は体制作り次第だと思う。

- 条例に改正条項は入っているのか。

→41条の中で改正条項を入れている。流山市は市長が変わっても普遍的な条文を作った。

- 市の最高法規となる自治基本条例が制定されたことが流山市にとってどう良かったのか、感想を。

→市民の権利と責務、議会・職員の責務が明確に定義されたということは、市民参加によるまちづくりや、地域の課題は地域で解決するという点で大きな意味をもったと思う。行政にとっても、自治基本条例により市民参加の方向性を示せるようになったことが改善された点だと感じている。